

## 第25回道州制特区提案検討委員会次第

日時 平成20年11月27日（木）18:00～  
場所 かでる2・7 1040会議室

### 1 開 会

### 2 議 事

(1) 分野別審議について

参考人意見聴取

(2) 次回（第26回）委員会について

(3) その他

### 3 閉 会

### 【配付資料】

資料1 道民提案の一覧表（特区提案として検討すべきもの）

資料2 道民提案の実現手法等に関する整理一覧表（地域医療）

資料3 地域医療関連資料

## 第25回北海道道州制特別区域提案検討委員会出席者名簿

### 【委 員】

	氏 名	職 業
会長	井上久志	北海道大学大学院経済学研究科長
副会長	五十嵐智嘉子	(社) 北海道総合調査研究会常務理事
委員	福士明	札幌大学法学部教授
委員	宮田昌利	(株) サンエス・マネジメント・システムズ代表取締役

### 【参 考 人】

氏 名	役 職
宮本慎一	北海道医師会 副会長
北野明宣	同 常任理事
直江寿一郎	同 常任理事
若山登美子	北海道看護協会 会長
立石典子	同 常任理事

### 【事 務 局】

氏 名	役 職
川城邦彦	北海道企画振興部地域主権局 局長
出光英哉	同 局次長
志田文毅	同 参事
渡辺明彦	同 参事

## 道民提案の一覧表（特区提案として検討すべきもの）

区分： (1) 道民提案継続検討分 (2) 五十嵐委員提案分 (3) その後の道民提案追加分

区分	大分類	中分類	小分類	細分類	No	24回	25回			
(1)	A 地域医療	医療従事者 の地域偏在 是正	地方勤務医確保	地域での臨床研修義務化	2		○			
				潜在医師・外国人医師の招致	3		○			
				期間限定交代制の導入	4		○			
				地方勤務誘導	7		○			
			看護職員確保	診療報酬の特例措置						
				看護学校の定員増・奨学金拡充	8		○			
				養成施設指定権限移譲等	9		○			
				保健師、助産師、看護師の養成施設の基準の 設定等	206		○			
				外国人人材受入れの促進	10		○			
		地方病院の 経営健全化	地方の実態に即した 医療従事者の配置	標準医師数の算定方法緩和	12		○			
				看護職員の配置基準緩和	13		○			
				病院、診療所の人員及び施設の基準	207		○			
	D 経済振興	観光振興	観光客誘致	カジノの振興	54					
				(小樽市への) カジノの設置(誘致)	215					
		その他	物流・人材移動の活 性化	自由貿易地域指定	69					
				空港の一括管理	75	○				
			空港の活性化	千歳空港のハブ空港化	221	○				
16件										
(2)	A 地域医療	医療従事者 の地域偏在 是正	地方勤務医確保	臨床研修病院の指定・監督	245		○			
				臨床研修先の限定	246		○			
				外国人向けの外国人医師等の招致等	247		○			
			看護職員確保	医療関係学部の定員増	248		○			
				保健師等の学校・養成施設の指定・監督	249		○			
		地方病院の 経営健全化	地方の実態に即した 医療従事者の配置	医師標準数の設定(過疎地域)	250		○			
				訪問看護師の業務・役割の拡大	251		○			
				介護福祉士の業務・役割の拡大	252		○			
		その他		地域救急体制の補強(緊急自動車の拡大)	253		○			
	D 経済振興									
14件	(3)	A 地域医療	地方病院の 経営健全化	地方の実態に即した 医療従事者の配置	公立病院のオープン化に係る医師標準数の特 例	255	○			
		D 経済振興	その他	物流・人材移動の活 性化	高速道路の無料化	256	○			
		E 雇用	雇用対策	労働環境の整備	労働基準法の条例化	257	○			
	H 地域振興	地方自治の 強化	基礎自治体の強化	郵便局の役場の支所化	258	○				
				政令市の法定要件緩和	259	○				
			役割分担の明確化	国有林など国有財産の移管	260	○				
			住民自治の強化	都道府県議会議員の選挙区の決定権限の移譲	261	○				
			その他	広域連合への地方交付税交付	262	○				
				社会資本関係業務の地方独立行政法人化	263	○				
		地域活性化	道民に対する優遇措 置	相続税に係る特例	264	○				
			独自基準の設定	木造建造物に係る基準の特例	265	○				
			その他	F M放送波の地方自治体への割り当て	266	○				
				自動車ナンバーの特例	267	○				
	J 福祉	福祉	福祉	社会保障関係法の条例化	268	○				

注) 太字は、第24回検討委員会審議の結果、今後、資料等を調整の上、再度検討を行う予定のもの。

## 【特区提案として検討すべきもの】

### (1) 当初道民提案の継続検討分

大分類 A 地域医療対策  
中分類 医療従事者の地域偏在是正

小分類	細分類	事実関係等の整理			実現するための手法 ・ 計	実現するために考えられ るメリット・デメリット	個票 番号
		概要	提携数	複数 除く			
看護職員 確保	看護学校・薬学校の定 員と同一の定員を制度化する。	地域の看護師不足に對応す るため、増員と併せて給与を拡充する。 ・ 18年4月の大診療報酬改定により、看護師配置数による報酬単 価の差が困難な状況で対応している。一方で中・小規模病院では看護 師配置は、看護対策では、運営対策を進めている。	3	3	・ 道予算事業として検討	【メリット】 ・ 地域への看護職員の就業が促進される。 【デメリット】 ・ 少子化により、既に定員超過の学年になら ない可能性がある。 ・ 向なじみによる増員が直ちに実現性がある。	2019A 2020A 2021A
9 教育施設指定 権限移譲等	養成施設指定権限の移譲を受 け、企業参入も含め地方方 での設置が容易になる。 ・ 指定基準を緩和する。	1	1	1	① 保健師、助産師、歯科衛生士、歯科技工士、 看護師、歯科衛生士、歯科技工士 ・ 18年4月の大診療報酬改定により、看護師配置数による報酬単 価の差が困難な状況で対応している。一方で中・小規模病院では看護 師配置は、看護対策では、運営対策を進めている。 ・ 道立衛生学院 看護学科 (2年課程 一学年定員40人) 旭川高等看護 校別 差 工差 ・ 道立衛生学院 (3年課程 一学年定員40人) ・ 道立衛生学院 (3年課程 一学年定員30人) ・ 道立衛生学院 (3年課程 一学年定員40人)	① 保健師、助産師、歯科衛生士、歯科技工士、 看護師、歯科衛生士、歯科技工士 ・ 法律の改正（簡素化） ・ 判りやすい手続きに ・ 基準の緩和により、教育水準の低下や 学習環境の悪化を招く可能性がある。	1008A
					② 臨床検査技師 ・ 選択肢等に關する法律改正	【メリット】 ・ 地域の実情が図られるほか、 可能となる。 ・ 指定基準、設置基準の緩和により養成 施設の設立が図られる。 【デメリット】 ・ 新規参入等により養成施設が増え、結 果、集学生のレベル低下が懸念される。	
					③ 理容師、美容師の改 正等	【メリット】 ・ 養成施設の指定権限の移譲と併せ、養成 施設の指掌監督や各種届出書類の簡素化で、 元切な事業実施が図られる。 【デメリット】 ・ 生じる可能性がある。	
					④ 理容師、美容師の改 正等	【メリット】 ・ 調査に際しては、都道府県に協力を求める（理 容師法第4条、美容師法第5条） ・ これまで都道府県が行ってきた養成施設の指導監督や各種書 類の届出等は、平成20年4月1日から厚生労働省（北海道厚 生局）で一元的に行うことになった。	

小分類	細分類	概要	提案数 複数 既存	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
看護職員 確保	看護師、助産師、看護師の基 本的資格の設定	保健師、助産師、看護師の基 本的資格の設定を知事ができる ようになります。	1	・保健師助産師看護師法 §19・§20・§21等により、施設基準 の具定、施設の基準においては、施設基準の設定が規定する。 成所指定規則、施設の指定については同法施行令により規 定されている。 ・施設の指定については、大学等は文部科学大臣、養成 所は厚生労働大臣などなつている。	【メリット】 ・地方の実情に応じた指 定によって、施設基準の設 定が図られる。 ・施設基準が図られる。一元化され、設置者 の負担が隆進する。 ・指導手帳が専修学校とし ての指認可能となる。 【デメリット】 ・独自基準を緩和した場合、看護師の 資質の低下や、教育内容などによ るより受験が不利になる可 能性がある。	【メリット】 ・保健師助産師看護師法 ・保健師助産師看護師法の改正 ・指定期間等のための 経費	保健政 策課	112264
10 国外人材受 入れの促進	外國の看護師資格があれ ば、日本の看護師資格があ る。	0	看護師になろうとする者は、看護師国家試験に合格し、厚生 省外園において看護師免許相当資格を受けることができる。 看護師についても、インドネシアやフィリピンなどの経済協定 の結ぶ国がいるが、あくまで日本での看護師免許が必要である。 日本で、看護師免許が必要であるが、あくまで日本での看護 院で就労、研修し、在留期間3年以内に、国家試験に合格でき る場合は帰国。	【メリット】 ・看護職員が増加し、看護師不足が緩和 ・する可能性がある。 【デメリット】 ・知識・技術・コミュニケーション能力の 差が生じる可能性がある。 ・看護制度においては、患者側から見れば不利益となりか ねない。	【メリット】 ・保健師助産師看護師法 ・保健師助産師看護師法の改正 ・看護師不足が緩和 ・する可能性がある。	保健政 策課	10338*	

### 中分類 地方病院の経営健全化

小分類	細分類	概要	実現するためを考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	個票番号
地方の実態に即し た医療者との配 置	1.2 医師数の 算定方法緩和 標準	地域の実態に応じた算定と 算定方法緩和指針を延長する。	・ 医療法等関係法令の 改正	【メリット】 ・ 医療法等関係法令の 内容では触れていないが、一 般的な経営指標を行つた場合は、医療機関 の経営負担が軽減できる。 【デメリット】 ・ 医療法等関係法令の内容では触れていないが、一 般的な経営指標を行つた場合は、医療機関 の経営負担が軽減できる。 ・ 提案の経営指標を行つた場合は、医療機関 に対する医師の質や安全性が考慮なくなると 考えられる。 ・ 医師の定着が難しくなる。 ・ 医師の定着が難しくなる。	2018A 2020A 2025A 2026A 2028A 2030A 3036A
看護職員の配 置	1.3 看護職員の配 置基準緩和	夜間看護職員の配置を八時限 とする定めを緩和する。	・ 医療法等関係法令の 改正	【メリット】 ・ 看護職員の人員配置は医療法第21条で定められている（患者人 数に対する看護職員の人数）。 ・ 看護職員の収入源である診療報酬との関係が あり、その人員配置は、病院の高さとともに、在院日数などによって、 ある。この基準が算定によって、入院基本料を算定する場合、看 護職員の夜間看護報酬が改定（2人以上）及び月平均後勤時間数が 算定条件となつたことから、 ・ 看護職員の夜間看護報酬を下げるようになつていており、その算定方法は、 ・ 看護職員の夜間看護報酬は厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会に諮問し、 その意見を参考して定めている。 ・ 健康保険法第2項の規定は全国一律で行われており、財 務省は保険者から出金によって、 ・ 看護職員を見直すことで、その算定方法は、 ・ 病院、診療所の人員及び施設の基準は、医療法第21条等で 定められている。	2019A* 2021A 2023A 2024A 2029A 2031A* 3033A
病院、診療所の入員及び施 設の基準	2.07 病院、診 療所の入員及 び施設の基 準	病院、診療所の入員及び施 設の基準を条例で定めるよ うにする。	・ 医療法等関係法令の 改正	【メリット】 ・ 提案内容では触れていないが、 条例により医療法の基準を下回る配置基 準を対する医療機関の経営負担が緩 和できる。 【デメリット】 ・ 提案内容により医療機関は、道民に てより医療機関の発生率 上の世話を含めた医療事故の発生率 の増加が懸念される。 ・ 北海道が道独自の基準による診療報 酬の算定要件を得ることには全国の各 医療機関に比べて困難な結果となる。 ・ 提案内容では触れていないが、 条例により医療法の基準を下回る配置基 準を対する医療機関の経営負担が緩 和できる。 ・ 提案により医療機関は、道民に てより医療機関の発生率 上の世話を含めた医療事故の発生率 の増加が懸念される。	1225A

## (2) 五十嵐委員提案の継続検討分

A 地域療養対策  
医療従事者の地域偏在是正

**中分類 地方病院の経営健全化**

小分類	細分類	概要	提案数 量複 数除 く 1	提案するための手法	実現するための手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係課 業務 部課 名	個票 番号
地方の実 態に即し た医療事 業者の配 置	25.0 医師標準数の 設定(過疎地 域)	過疎地域における医療機関 の医師標準数を、通知事項 ごとに定めることとする。 (都道府県医療審議会の意見を踏いて知 事が許可)。	1	医師の配置基準は、医療法第21条で定められている。ものについて は、医師の配置基準を3年間算定期式の90%に緩和する特 例措置を行っている(都道府県医療審議会の意見を踏いて知 事が許可)。	医療法等の改正	【メリット】 ・医師の配置基準は、地域の実情に応じて医療法の基 準を下回す場合、医師の配置が困難となると考 えられる。【デメリット】 ・医師の配置基準を下回す場合、医師の基 準を下回す場合、医師の配置が困難となると考 えられる。【メリット】 ・医師の配置基準を下回す場合、医師の基 準を下回す場合、医師の配置が困難となると考 えられる。	【メリット】 ・医師の配置基準は、地域の実情に応じて医療法の基 準を下回す場合、医師の配置が困難となると考 えられる。【デメリット】 ・医師の配置基準を下回す場合、医師の基 準を下回す場合、医師の配置が困難となると考 えられる。	医務課 業務 部課 名	-

中分類 その他の

(3) 平成20年7月追加分

大分類 A 地域医療対策  
中分類 地方病院の経営健全化

小分類	細分類	概要	提案数 額 余く	事実関係等の整理	実現するためを考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット	摘要	関係 部課	個票 番号
地方の実 態に即し た医療従 事者の配 置	2.5.5 公立病院のオ ーバンализ ム医師標準 数の特例	公立病院で診療を行ふ開業 医を、医師標準数の中に入 められるよううにする。	1 1	開業医等が病院のオーバン化に伴う開 業医入院者への診療機器の主 要用である特定の患者のみのな い、利用できる医師標準数等が公的病院の ために算定として公的病院の 開業医等が支給する場合は、現行法令内 に算定できる。現行法第21条で規定 されている。	・ 医療法の特例	(メリット) ・ 医師標準数に医師数が足りないことに より診療報酬額が減額されがる公立病院に よつては経営に難があるが がある。(デメリット) ・ 医師標準数が算定上充足されるが、実 態として医師が充足されておらず、患者 への医療の質的向上につながらない。		保 務課 業務課	3317A

## (参考)

### これまでの検討委員会審議での意見・論点など [地域医療対策]

#### NO. 2 地域での臨床研修義務化

- 一地域(北海道)だけの実施では、課題の解決にはならないのではないか(第2回)。

#### NO. 3 潜在医師・外国人医師の招致

- 連邦制(アメリカ、カナダ、ドイツなど)の場合には、確かに州ごとの医師免許とはなっているが、一方で、他州では診療行為はできないことになっているという実態(第3回)。
- どの国の医師免許ならば認めて、どの国の免許ならば認めない、といった問題も出てくる(第3回)。

#### NO. 7 診療報酬の特例措置

- 方法としては、診療報酬を加算する方法と、逆に減算を止める方法があるのでは(第3回)。
- 医師の地域偏在や診療科の偏在について、解決の手がかりとなる(第3回)。

#### NO. 8 看護学校の定員増・奨学金拡充

- 実態として定員割れの学校もあり、定員増加が直ちに養成数の増加にはならない可能性がある(第3回)。
- 奨学金は道予算の問題(第3回)。

#### NO. 9 養成施設指定権限移譲等

- 十分検討には値するが、一定の時間が必要となる養成の問題なので、もう少し検討しないと判断しにくい(第3回)。

#### NO.10 外国人人材受入れの促進

- フィリピンとの経済協定により、看護師等の受入れなど国が動いている推移を見る必要がある(第3回)。

#### NO.12 標準医師数の算定方法緩和 ・ NO.13 看護職員の配置基準緩和

- この提案には、公立病院経営における自治体負担という側面もある(第3回)。
- 全国一律の基準が北海道の実態に合わないといえなければならないと考えるが、それにはどういうものがあるのか(第3回)。
- 入院患者が急性期か慢性期かにより、違いがあるといえるのではないか(第3回)。
- 医療水準が下がるのではないかという問題もあり、果たして、道民にプラスになるのかマイナスになるのかを考えると不安な面がある(第3回)。
- 医師・看護師等の労働時間強化の問題がある(第3回)。

#### NO.253 地域救急体制の補強(緊急自動車の拡大)

- 民間搬送の必要性があるのか、ないのかが、ポイントになる(第11回)。
- 目的をはっきりさせなければならない。視点としては2つ考えられ、一つは搬送そのものの緊急性という視点(北海道では、周囲車両の停止規制を厳しくするなど)、もう一つは行政経費の削減という視点(救急車の呼びすぎなど)(第11回)。
- 再検討する際は、福祉・医療の観点のウエイトを重くすべき(第11回)。
- 対象をへき地に絞り、高速走行させるということに絞る方法もある(第11回)。

## 地域医療 関連資料

○ 医師法関連	1
○ 医療法関連	5
○ 外国人医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等に関する法律関連	9
○ 保健師助産師看護師法関連	11
○ 健康保険法関連	13
○ 歯科衛生士法、歯科技工士法関連	15
○ 臨床検査技師等に関する法律関連	17
○ 理学療養士及び作業療法士法関連	19
○ 理容師法、美容師法関連	21
○ 社会福祉士及び介護福祉士法関連	23
○ 薬事法関連	31
○ 学校教育法関連	33
○ 道路交通法関連	37
○ 社会保障の機能強化のための緊急対策	41
○ 熟練ドクターバンク	43
○ 日インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受け入れ	45
○ 安心と希望の介護ビジョン案（概要）	47



## ■医師法（昭和23年7月30日 法律第201号）

第二条 医師になろうとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

第十一條 医師国家試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（以下単に「大学」という。）において、医学の正規の課程を修めて卒業した者
- 二 医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後一年以上の診療及び公衆衛生に関する実地修練を経たもの
- 三 外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、且つ、適當と認定したもの

第十二条 医師国家試験予備試験は、外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者のうち、前条第三号に該当しない者であつて、厚生労働大臣が適當と認定したものでなければ、これを受けることができない。

第十六条の二 診療に従事しようとする医師は、二年以上、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定した病院が臨床研修を行うについて不適當であると認めるに至つたときは、その指定を取り消すことができる。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の指定又は前項の指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 第一項の規定の適用については、外国の病院で、厚生労働大臣が適當と認めたものは、同項の厚生労働大臣の指定する病院とみなす。

第十七条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

## ■医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令

（平成十四年十二月十一日 厚生労働省令第百五十八号）

### （臨床研修病院の指定）

第三条 法第十六条の二第一項の指定は、次に掲げる区分に応じて行うものとする。

- 一 単独型臨床研修病院 単独で又は研修協力施設（臨床研修病院（法第十六条の二第一項の指定を受けた病院をいう。以下同じ。）と共同して臨床研修を行う施設であつて、臨床研修病院及び医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（以下「大学病院」という。）以外のものをいう。以下同じ。）と共同して臨床研修を行う病院
- 二 管理型臨床研修病院 他の病院と共同して臨床研修を行う病院（前号に該当するものを除く。）であつて、当該臨床研修の管理を行うもの
- 三 協力型臨床研修病院 他の病院と共同して臨床研修を行う病院（第一号に該当するものを除く。）であつて、前号に該当しないもの

### （単独型臨床研修病院の指定の申請手続）

第四条 単独型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を

開始しようとする年度の前年度の六月三十日までに、当該病院に関する次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(略)

(管理型臨床研修病院及び協力型臨床研修病院の指定の申請手続)

第五条 前条の規定は、管理型臨床研修病院の指定の申請について準用する。(略)

2 前条の規定は、協力型臨床研修病院の指定の申請について準用する。

(略)

(指定の基準)

第六条 厚生労働大臣は、第四条第一項の申請があった場合において、当該病院が次の各号に適合していると認めるときでなければ、単独型臨床研修病院の指定をしてはならない。ただし、研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあっては、第五号、第七号、第九号、第十二号及び第十五号に掲げる事項については、これらの号に係る当該研修協力施設の状況を併せて考慮するものとする。

- 一 第二条に規定する臨床研修の基本理念にのっとった研修プログラムを有していること。
- 二 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第十九条第一項第一号に規定する員数の医師を有していること。
- 三 臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること。
- 四 救急医療を提供していること。
- 五 臨床研修を行うために必要な症例があること。
- 六 臨床病理検討会を適切に開催していること。
- 七 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。
- 八 患者の病歴に関する情報を適切に管理していること。
- 九 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。
- 十 研修管理委員会を設置していること。
- 十一 プログラム責任者を適切に配置していること。
- 十二 適切な指導体制を有していること。
- 十三 受け入れる研修医の数が、臨床研修を行うために適切であること。
- 十四 研修医の募集及び採用の方法が臨床研修の実施のために適切なものであること。
- 十五 研修医に対する適切な待遇を確保していること。

2 厚生労働大臣は、前条第一項の申請があった場合において、当該病院が次の各号に適合していると認めるときでなければ、管理型臨床研修病院の指定をしてはならない。ただし、第一号において引用する前項第三号から第六号まで及び第十一号に掲げる事項については、これらの号に係る協力型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院の状況を併せて考慮するものとし、これに加えて、研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあっては、第一号において引用する前項第五号、第七号、第九号、第十二号及び第十五号に掲げる事項については、これらの号に係る当該研修協力施設の状況を併せて考慮するものとする。

- 一 前項各号に適合していること。
- 二 協力型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院との間で緊密な連携体制を確保していること。
- 三 協力型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院が次項各号に適合していること。

3 厚生労働大臣は、前条第二項の申請があった場合において、当該病院が次の各号に適合していると認めるときでなければ、協力型臨床研修病院の指定をしてはならない。

- 一 第一項第一号、第二号、第七号から第九号まで及び第十二号から第十五号までに適合していること。
  - 二 管理型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院が前項各号に適合していること。
- 4 厚生労働大臣は、第四条第一項又は前条第一項若しくは第二項の申請があつた場合において、当該病院が次の各号のいずれかに該当するときは、臨床研修病院の指定をしてはならない。
- 一 第十四条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過していないこと。
  - 二 その開設者又は管理者に医事に関する犯罪又は不正の行為があり、臨床研修を行うことが適当でないと認められること。



## ■医療法（昭和二十三年七月三十日法律第二百五号）

第十条 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が医業をなすものである場合は臨床研修等修了医師に、歯科医業をなすものである場合は臨床研修等修了歯科医師に、これを管理させなければならない。

第二十一条 病院は、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

- 一 当該病院の有する病床の種別に応じ、厚生労働省令で定める員数の医師、歯科医師、看護師その他の従業者
  - 二 各科専門の診察室
  - 三 手術室
  - 四 処置室
  - 五 臨床検査施設
  - 六 エックス線装置
  - 七 調剤所
  - 八 給食施設
  - 九 診療に関する諸記録
  - 十 診療科名中に産婦人科又は産科を有する病院にあつては、分べん室及び新生児の入浴施設
  - 十一 療養病床を有する病院にあつては、機能訓練室
  - 十二 その他厚生労働省令で定める施設
- 2 療養病床を有する診療所は、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有しなければならない。
- 一 厚生労働省令で定める員数の医師、歯科医師、看護師及び看護の補助その他の業務の従業者
  - 二 機能訓練室
  - 三 その他厚生労働省令で定める施設

## ■医療法施行規則（昭和二十三年十一月五日厚生省令第五十号）

第十九条 法第二十一条第一項第一号の規定による病院に置くべき医師、歯科医師、看護師その他の従業者の員数の標準は、次のとおりとする。

- 一 医師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を三をもつて除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。）の数と外来患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。）の数を二・五（耳鼻いんこう科又は眼科については、五）をもつて除した数との和（以下この号において「特定数」という。）が五十二までは三とし、特定数が五十二を超える場合には当該特定数から五十二を減じた数を十六で除した数に三を加えた数
- 二 歯科医師
  - イ 歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院にあつては、入院患者の数が五十二までは三とし、それ以上十六又はその端数を増すごとに一を加え、さらに外来患者についての病院の実状に応じて必要と認められる数を加えた数
  - ロ イ以外の病院にあつては、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者の数が十六までは一とし、それ以上十六又はその端数を増すごとに一を加え、さらに歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者に

ついての病院の実状に応じて必要と認められる数を加えた数

- 三 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を百五十をもつて除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を七十をもつて除した数と外来患者に係る取扱処方せんの数を七十五をもつて除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）
- 四 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三をもつて除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができます。
- 五 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一。
- 六 栄養士 病床数百以上の病院にあつては、一
- 七 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適當数
- 八 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあつては、病院の実状に応じた適當数
- 2 医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）第十一条第一項又は歯科医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十八号）第十一条に規定する施設については、当該施設で診療に関する実地修練又は診療及び口腔衛生に関する実地修練を行おうとする者を適當数置くものとする。
- 3 第一項の入院患者、外来患者及び取扱処方せんの数は、前年度の平均値とする。ただし、新規開設又は再開の場合は、推定数による。

第五十条 都道府県知事は、当分の間、次に掲げる要件のすべてに該当する病院から法第七条第二項の許可の申請（第一条の十四第一項第八号に掲げる事項のうち医師の定員を三年間に限つて減じようとするものに限る。）があつたときは、第十九条第一項第一号の規定にかかわらず、都道府県医療審議会の意見を聴いて、法第七条第二項の許可をすることができる。

- 一 次に掲げる地域をその区域内に有する市町村又はこれに準ずる市町村の区域に所在する病院であること。
- イ 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域
- ロ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地
- ハ 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により振興山村として指定された山村
- 二 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域
- 二 その所在する地域における医療提供施設の整備の状況等からみて、当該地域の医療を確保する上で当該病院が不可欠であると認められる病院であること。
- 三 必要な医師を確保するための取組を行つているにもかかわらず、なお医師の確保が著しく困難な状況にあると認められる病院であること。
- 2 前項の規定による申請をするには、申請書に医師の確保に向けた取組、病院の機能の見直し等当該病院における医師の充足率（当該病院が現に有する医師の員数の第十九条第一項第一号の規定により当該病院が有すべき医師の員数の標準に対する割合をいう。）の改善に向けた取組を記載した計画書を添付しなければな

らない。

- 3 第一項の規定により法第七条第二項の許可を受けた病院については、当該許可を受けた日から起算して三年を経過する日までの間は、第十九条第一項第一号中「三を加えた数」とあるのは、「三を加えた数に十分の九を乗じた数（その数が三に満たないときは三とする。）」とする。
- 4 第一項の規定により法第七条第二項の許可を受けた病院であつて、前条の規定の適用を受けるものについては、前項中「第十九条第一項第一号」とあるのは「第四十九条」と、「三を加えた数」とあるのは「二を加えた数」と、「三を加えた数に十分の九を乗じた数（その数が三に満たないときは三とする。）」とあるのは「二を加えた数に十分の九を乗じた数（その数が二に満たないときは二とする。）」とする。
- 5 第一項の規定により法第七条第二項の許可を受けた病院であつて、平成十三年改正省令附則第十五条、第十六条第二項又は第十七条の規定の適用を受けるものについては、第一項及び第三項中「第十九条第一項第一号」とあるのは、「平成十三年改正省令附則第十五条第一号、第十六条第二項第一号又は第十七条第一号」とする。



■外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律  
(昭和 62・5・26・法律29号)

(趣旨)

第1条 この法律は、医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国した外国医師若しくは外国歯科医師又は外国看護師等が医業若しくは歯科医業又は保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第5条に規定する業等を行なうことができるよう、医師法(昭和23年法律第201号)第17条及び歯科医師法(昭和23年法律第202号)第17条並びに保健師助産師看護師法第31条第1項等の特例等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 外国医師

外国において医師に相当する資格を有する者をいう。

2. 外国歯科医師

外国において歯科医師に相当する資格を有する者をいう。

3. 外国看護師等 外国において助産師、看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士又は救急救命士に相当する資格を有する者をいう。

4. 臨床修練

医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国した外国医師若しくは外国歯科医師又は外国看護師等(外国において救急救命士に相当する資格を有する者(以下「外国救急救命士」という。)を除く。以下この号において同じ。)が厚生労働大臣の指定する病院(以下この号において「指定病院」という。)において臨床修練指導医若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者(当該外国看護師等が外国において有する資格に相当する次のハからカまでに掲げる資格を有する者に限る。)の実地の指導監督の下にその外国において有する次のイからカまでに掲げる資格に相当する資格の区分に応じ、それぞれイからカまでに定める業を行うこと並びに医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国した外国救急救命士が指定病院に救急救命士法(平成3年法律第36号)第2条第1項に規定する重度傷病者(以下この号において「重度傷病者」という。)を搬送する同法第44条第2項に規定する救急用自動車等(以下この号において「救急用自動車等」という。)において、又は当該指定病院への搬送のため重度傷病者を救急用自動車等に乗せるまでの間において同法第2条第1項に規定する救急救命処置を行うことが必要と認められる場合に臨床修練指導者(医師又は救急救命士に限る。)の実地の指導監督の下に次のヨに定める業を行うことをいう。

イ 医師 医業(政令で定めるものを除く。)

ロ 歯科医師 歯科医業(政令で定めるものを除く。)

ハ 助産師 保健師助産師看護師法第3条及び第5条に規定する業

ニ 看護師 保健師助産師看護師法第5条に規定する業

ホ 歯科衛生士 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)第2条第1項及び第2項に規定する業

ヘ 診療放射線技師 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第2条第2項及び第24条の2に規定する業

ト 歯科技工士 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第2条第2項に規定する業

- チ 臨床検査技師 臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）第 20 条の 2 第 1 項に規定する業  
リ 理学療法士 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項に規定する業（理学療法に限る。）  
ヌ 作業療法士 理学療法士及び作業療法士法第 15 条第 1 項に規定する業（作業療法に限る。）  
ル 視能訓練士 視能訓練士法（昭和 46 年法律第 64 号）第 17 条第 2 項に規定する業  
ヲ 臨床工学校士 臨床工学校士法（昭和 62 年法律第 60 号）第 37 条第 1 項に規定する業  
ワ 義肢装具士 義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）第 37 条第 1 項に規定する業  
カ 言語聴覚士 言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）第 42 条第 1 項に規定する業  
ヨ 救急救命士 救急救命士法第 43 条第 1 項に規定する業
5. 臨床修練外国医師  
次条第 1 項の許可を受けた外国医師をいう。
6. 臨床修練外国歯科医師  
次条第 1 項の許可を受けた外国歯科医師をいう。
7. 臨床修練外国看護師等 次条第 1 項の許可を受けた外国看護師等をいう。
8. 臨床修練指導医  
外国医師が行う臨床修練を実地に指導監督する第 8 条の認定を受けた医師（外国救急救命士が行う臨床修練を実地に指導監督する場合を除く。）をいう。
9. 臨床修練指導歯科医  
外国歯科医師が行う臨床修練を実地に指導監督する第 8 条の認定を受けた歯科医師をいう。
10. 臨床修練指導者 第 8 条の認定を受けた医師（外国救急救命士が行う臨床修練を実地に指導監督する場合に限る。）及び第 4 号ハからヨまでに掲げる資格を有する者をいう。

#### （臨床修練の許可）

第 3 条 外国医師若しくは外国歯科医師又は外国看護師等は、その外国において有する次の各号に掲げる資格に相当する資格の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める法律の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の許可を受けて、臨床修練を行うことができる。

1. 医師 医師法第 17 条
2. 歯科医師 歯科医師法第 17 条
3. 助産師 保健師助産師看護師法第 30 条及び第 31 条第 1 項
4. 看護師 保健師助産師看護師法第 31 条第 1 項
5. 歯科衛生士 保健師助産師看護師法第 31 条第 1 項及び第 32 条並びに歯科衛生士法第 13 条
6. 診療放射線技師 保健師助産師看護師法第 31 条第 1 項及び第 32 条並びに診療放射線技師法第 24 条
7. 歯科技工士 歯科技工士法第 17 条第 1 項
8. 臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学校士、義肢装具士、言語聴覚士又は救急救命士 保健師助産師看護師法第 31 条第 1 項及び第 32 条

#### （略）

- 5 許可の有効期間は、許可の日から起算して 2 年（外国看護師等にあつては、1 年）を超えない範囲内において厚生労働大臣が定める期間とする。

## ■保健師助産師看護師法（昭和二十三年七月三十日法律第二百三号）

第二条 この法律において「保健師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者をいう。

第三条 この法律において「助産師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じよく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子をいう。

第五条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

第六条 この法律において「准看護師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定することを行ふことを業とする者をいう。

第七条 保健師になろうとする者は、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

- 2 助産師になろうとする者は、助産師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。
- 3 看護師になろうとする者は、看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

第八条 准看護師になろうとする者は、准看護師試験に合格し、都道府県知事の免許を受けなければならない。

第十九条 保健師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において六月以上保健師になるのに必要な学科を修めた者
- 二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した保健師養成所を卒業した者
- 三 外国の第二条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において保健師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

第二十条 助産師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けことができない。

- 一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において六月以上助産に関する学科を修めた者
- 二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した助産師養成所を卒業した者
- 三 外国の第三条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において助産師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

第二十一条 看護師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けことができない。

- 一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者

- 二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者
- 三 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師で前二号に規定する学校又は養成所において二年以上修業したもの
- 四 外国の第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

第二十二条 准看護師試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者
- 二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者
- 三 前条第一号、第二号又は第四号に該当する者
- 四 外国の第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、前条第四号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

第三十七条 保健師、助産師、看護師又は准看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をしその他の医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当をし、又は助産師がヘその緒を切り、浣腸を施しその他の助産師の業務に当然に付随する行為をする場合は、この限りでない。

#### ■保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年十二月八日政令第三百八十六号）

##### （学校又は看護師等養成所の指定）

第十一条 主務大臣は、法第十九条第一号、第二十条第一号、第二十一条第一号若しくは第二十二条第一号に規定する学校（以下「学校」という。）又は法第十九条第二号に規定する保健師養成所、法第二十条第二号に規定する助産師養成所若しくは法第二十一条第二号に規定する看護師養成所（以下「看護師等養成所」という。）の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

## ■健康保険法（大正十一年四月二十二日法律第七十号）

### （療養の給付）

第六十三条 被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。

- 一 診察
  - 二 薬剤又は治療材料の支給
  - 三 処置、手術その他の治療
  - 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
  - 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。
- 一 食事の提供である療養であって前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床（以下「療養病床」という。）への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であって、当該療養を受ける際、六十五歳に達する日の属する月の翌月以後である被保険者（以下「特定長期入院被保険者」という。）に係るもの）を除く。以下「食事療養」という。）
  - 二 次に掲げる療養であって前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（特定長期入院被保険者に係るものに限る。以下「生活療養」という。）
    - イ 食事の提供である療養
      - ロ 温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養
    - 二 厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であって、前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるもの（以下「評価療養」という。）
    - 四 被保険者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める療養（以下「選定療養」という。）
  - 3 第一項の給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから受けるものとする。
    - 一 厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所（第六十五条の規定により病床の全部又は一部を除いて指定を受けたときは、その除外された病床を除く。以下「保険医療機関」という。）又は薬局（以下「保険薬局」という。）
    - 二 特定の保険者が管掌する被保険者に対して診療又は調剤を行う病院若しくは診療所又は薬局であって、当該保険者が指定したもの
    - 三 健康保険組合である保険者が開設する病院若しくは診療所又は薬局
  - 4 第一項の給付（厚生労働大臣が定める療養に係るもの）は、介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第八条第二十六項に規定する療養病床等に入院している者については、行わない。

### （療養の給付に関する費用）

第七十六条 保険者は、療養の給付に関する費用を保険医療機関又は保険薬局に支払うものとし、保険医療機関又は保険薬局が療養の給付に関し保険者に請求することができる費用の額は、療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に関し被保険者が当該保険医療機関又は保険薬局に対して支払わなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。

- 2 前項の療養の給付に要する費用の額は、厚生労働大臣が定めるところにより、算定するものとする。
- 3 保険者は、保険医療機関又は保険薬局との契約により、当該保険医療機関又は保険薬局において行われる療養の給付に関する第一項の療養の給付に要する費用の額につき、前項の規定により算定される額の範囲内において、別段の定めをす

することができる。この場合において、保険者が健康保険組合であるときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

- 4 保険者は、保険医療機関又は保険薬局から療養の給付に関する費用の請求があったときは、第七十条第一項及び第七十二条第一項の厚生労働省令並びに前二項の定めに照らして審査の上、支払うものとする。
- 5 保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（第八十八条第十一項において単に「基金」という。）又は国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（第八十八条第十一項において「国保連合会」という。）に委託することができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、保険医療機関又は保険薬局の療養の給付に関する費用の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

## ■歯科衛生士法（昭和 23・7・30・法律 204 号）

第 2 条 この法律において「歯科衛生士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師（歯科医業をなすことのできる医師を含む。以下同じ。）の直接の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為を行うことを業とする女子をいう。

1. 歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的の操作によつて除去すること。
2. 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。
2. 歯科衛生士は、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 31 条第 1 項及び第 32 条の規定にかかわらず、歯科診療の補助をなすことを業とすることができる。
3. 歯科衛生士は、前 2 項に規定する業務のほか、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることができます。

第 3 条 歯科衛生士になろうとする者は、歯科衛生士試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生労働大臣の歯科衛生士免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

第 12 条 試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

1. 文部科学大臣の指定した歯科衛生士学校を卒業した者
2. 厚生労働大臣の指定した歯科衛生士養成所を卒業した者
3. 外国の歯科衛生士学校を卒業し、又は外国において歯科衛生士免許を得た者で、厚生労働大臣が前 2 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

## ■歯科衛生士法施行令（平成 3・6・28・政令 226 号）

### （学校又は養成所の指定）

第 2 条 主務大臣は、法第 12 条第 1 号に規定する歯科衛生士学校又は法第 12 条第 2 号に規定する歯科衛生士養成所（以下「学校養成所」という。）の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

### （主務大臣等）

第 11 条 この政令における主務大臣は、法第 12 条第 1 号の規定による歯科衛生士学校の指定に関する事項については文部科学大臣とし、同条第 2 号の規定による歯科衛生士養成所の指定に関する事項については厚生労働大臣とする。

2. この政令における主務省令は、文部科学省令・厚生労働省令とする。

### 附 則

#### （読替規定）

2. 法第 2 条に規定する業務を行う男子に係る登録及び免許証又は免許証明書に係る手数料並びに受験手数料については、第 1 条及び第 12 条の規定を準用する。

## ■歯科技工士法（昭和三十年八月十六日法律第百六十八号）

### （用語の定義）

- 第2条 この法律において、「歯科技工」とは、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することをいう。ただし、歯科医師（歯科医業を行うことができる医師を含む。以下同じ。）がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く。
- 2 この法律において、「歯科技工士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科技工を業とする者をいう。

### （免許）

- 第3条 歯科技工士の免許（以下「免許」という。）は、歯科技工士試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して与える。

### （受験資格）

- 第14条 試験は、次の各号の一に該当する者でなければ、受けることができない。

1. 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者
2. 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者
3. 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
4. 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

## ■歯科技工士法施行令（昭和30・9・7・政令228号）

### （学校又は養成所の指定）

- 第9条 主務大臣は、歯科技工士法（以下「法」という。）第14条第1号に規定する歯科技工士学校又は法第14条第2号に規定する歯科技工士養成所（以下「学校養成所」という。）の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関する事項について主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

### （主務大臣等）

- 第19条 この政令における主務大臣は、法第14条第1号の規定による歯科技工士学校の指定に関する事項については文部科学大臣とし、同条第2号の規定による歯科技工士養成所の指定に関する事項については厚生労働大臣とする。
- 2 この政令における主務省令は、文部科学省令・厚生労働省令とする。

## ■臨床検査技師等に関する法律（昭和33・4・23・法律76号）

### （定義）

第2条 この法律で「臨床検査技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床検査技師の名称を用いて、医師又は歯科医師の指示の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とする者をいう。

### （免許）

第3条 臨床検査技師の免許（以下「免許」という。）は、臨床検査技師国家試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して与える。

### （受験資格）

第15条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。

1. 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した臨床検査技師養成所において3年以上第2条に規定する検査に必要な知識及び技能を修得したもの
2. 学校教育法に基づく大学又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学において医学、歯学、獣医学又は薬学の正規の課程を修めて卒業した者その他第2条に規定する検査（同条の厚生労働省令で定める生理学的検査を除く。第20条の3において同じ。）に必要な知識及び技能を有すると認められる者で、政令の定めるところにより前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められるもの
3. 外国の第2条に規定する検査に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で臨床検査技師の免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

## ■臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33・7・21・政令226号）

### （学校又は養成所の指定）

第10条 主務大臣は、法第15条第1号に規定する学校又は臨床検査技師養成所（以下「学校養成所」という。）の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

### （主務大臣等）

第21条 この政令における主務大臣は、法第15条第1号の規定による学校の指定に関する事項については文部科学大臣とし、同号の規定による臨床検査技師養成所の指定に関する事項については厚生労働大臣とする。

2 この政令における主務省令は、文部科学省令・厚生労働省令とする。



## ■理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年六月二十九日法律第百三十七号）

### （定義）

- 第二条 この法律で「理学療法」とは、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。
- 2 この法律で「作業療法」とは、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行なわせることをいう。
- 3 この法律で「理学療法士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法を行なうことを業とする者をいう。
- 4 この法律で「作業療法士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法を行なうことを業とする者をいう。

### （免許）

- 第三条 理学療法士又は作業療法士になろうとする者は、理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

### （理学療法士国家試験の受験資格）

第十一条 理学療法士国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設において、三年以上理学療法士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 二 作業療法士その他政令で定める者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設において、二年以上理学療法に関する知識及び技能を修得したもの
- 三 外国の理学療法に関する学校若しくは養成施設を卒業し、又は外国で理学療法士の免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

### （作業療法士国家試験の受験資格）

第十二条 作業療法士国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設において、三年以上作業療法士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 二 理学療法士その他政令で定める者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設において、二年以上作業療法に関する知識及び技能を修得したもの

**三 外国の作業療法に関する学校若しくは養成施設を卒業し、又は外国で作業療法士の免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの**

(業務)

- 第十五条 理学療法士又は作業療法士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として理学療法又は作業療法を行なうことを業とすることができます。
- 2 理学療法士が、病院若しくは診療所において、又は医師の具体的な指示を受けて、理学療法として行なうマッサージについては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第一条の規定は、適用しない。
- 3 前二項の規定は、第七条第一項の規定により理学療法士又は作業療法士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

**■理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和四十年十月一日政令第三百二十七号）**

(学校又は養成施設の指定)

- 第九条 主務大臣は、法第十一条第一号若しくは第二号若しくは第十二条第一号若しくは第二号に規定する学校又は法第十一条第一号若しくは第二号に規定する理学療法士養成施設若しくは法第十二条第一号若しくは第二号に規定する作業療法士養成施設（以下「学校養成施設」という。）の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

(主務大臣等)

- 第十八条 この政令における主務大臣は、法第十一条第一号若しくは第二号又は第十二条第一号若しくは第二号の規定による学校の指定に関する事項については文部科学大臣とし、法第十一条第一号若しくは第二号の規定による理学療法士養成施設又は法第十二条第一号若しくは第二号の規定による作業療法士養成施設の指定に関する事項については厚生労働大臣とする。

2 この政令における主務省令は、文部科学省令・厚生労働省令とする。